

令和元年度（追加受付）建設工事等入札参加資格審査申請について（市外業者）

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの 1 年間、直方市が発注する建設工事（建設工事に付帯する工事・調査・設計等を含む）の請負契約に係る競争入札に参加を希望される方は、下記事項に留意の上、申請書を提出してください。

（資格要件）

1. 直方市内に本店、支店、営業所等を有しない者。
2. 次の要件に該当する方は、申請できません。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - (2) 建設工事を希望する場合、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建設業の許可を受けていない者。
 - (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営に関する事項の審査を受けていない者（建設工事を希望する場合）。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者。
 - (5) 建設工事を希望する場合、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入がない者（加入義務のない者を除く）。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係又は社会的に非難される関係を有しているとして関係機関の通知等があった者。

注) 次の各号に該当すると認められる者で、その事実があった日を起算日とし、3 年を経過しない者は競争入札に参加させないことがあります。

- ① 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質、もしくは数量に関して不正行為を行った者。
- ② 競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るため連合を行った者。
- ③ 落札者が契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった者を、契約の履行にあたり代理人・支配人・その他の使用人として使用した者。
- ⑦ 過去 3 年以内に、複数回、指名停止等措置要綱に該当し、措置を受けた者。

令和元年度（追加受付） 直方市建設工事等入札参加資格審査申請要領（市外業者）

1. 受付期間 令和元年 8 月 1 日（木）～令和元年 8 月 30 日（金）（土・日・祝日を除く。）
受付時間 午前 8 時 30 分～12 時及び午後 1 時～5 時
2. 受付場所 直方市 総合政策部 財政課 契約係（市庁舎 3 階 31 会議室）
3. 提出部数 1 部
4. 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合、令和元年 8 月 31 日の消印有効）
※必ず配達記録の残るもの（郵便局による一般書留、簡易書留又は総務省の許可を受けた民間事業所が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便）でお送りください。

5. 提出様式 市様式

(1) 建設工事

- ① 希望する工種区分と完成工事高・・・・・・・・・・（様式 - 建設工事 1）
- ② 工事経歴書（直前 2 年分）・・・・・・・・・・（様式 - 建設工事 2）
- ③ 技術者名簿・・・・・・・・・・（様式 - 建設工事 3）
- ④ 経営規模等評価結果通知書の写し

【審査基準日：平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日】

- ⑤ 建設業許可証明書（通知書）の写し
- ⑥ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する書類
（経営規模等評価結果通知書で加入が確認できる場合は不要。別紙「社会保険等確認資料」参照）

(2) 測量・建設コンサルタント等

- ① 経営規模等総括表・・・・・・・・・・（様式 - 測量コンサル 1）
- ② 業態調書・・・・・・・・・・（様式 - 測量コンサル 2）
- ③ 測量等実績調書（直前 2 年分）・・・・・・・・・・（様式 - 測量コンサル 3）
- ④ 技術者経歴書・・・・・・・・・・（様式 - 測量コンサル 4）
- ⑤ 営業許可及び登録証明書の写し
- ⑥ 財務諸表（決算書）（直前 2 年分）

(3) 共通添付書類（「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」）

- ① 競争入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・（様式 - 共通 1）
- ② 営業所一覧表・・・・・・・・・・（様式 - 共通 2）
- ③ 印鑑証明書（写し可。提出時において、発行後3ヶ月以内のもの）
- ④ 使用印鑑届・・・・・・・・・・（様式 - 共通 3）
- ⑤ 委任状（該当者のみ）・・・・・・・・・・（様式 - 共通 4）
- ⑥ 誓約書・・・・・・・・・・（様式 - 共通 5）
- ⑦ 法人：商業登記簿謄本

個人：代表者の身分証明書（本籍地の市町村発行）

（写し可。提出時において、発行後3ヶ月以内のもの）

- ⑧ 納税証明書（写し可。提出時において、発行後3ヶ月以内のもの）

法人の場合：

本社：法人税・消費税及び地方消費税・・・・国税「様式 その3の3」
支社：法人県民税・法人事業税・・・・県税「未納税額のない証明」

※支社等に委任する場合は、「本社の国税」と「委任先（受任者）が所在する都道府県の本社の県税」、両方を提出

※支社等に委任しない場合は、国税の納税証明書のみの提出となります。

個人の場合：

所得税・消費税及び地方消費税（本社の代表者分）・・・・国税「様式 その3の2」
市県民税等（本社の代表者分）・・・・・・・・市税「市税完納証明書」
又は「未納のない証明」

※支社等に委任する場合は、「本社の国税」と「委任先（受任者）が所在する都道府県の本社の県税」、両方を提出

※支社等に委任しない場合は、国税の納税証明書のみの提出となります。

6. その他

- (1) 入札参加希望業種は、「建設工事」・「測量・建設コンサルタント等」を含むすべての業種の中から、**1社2業種以内。**

（※建設工事から2業種、測量建設コンサルタント等の中から2業種ではないので注意）

別紙「指名希望業種分類表」から2業種選択し、競争入札参加資格審査申請書中、「希望業種1」・「希望業種2」欄に記入のこと。

※平成30年度より希望業種に「解体」が新設されています。解体業務を希望する場合、「とび・土工・コンクリート」ではなく、「解体」を希望してください。

- (2) A4フラットファイルに綴じて提出すること。（色の指定はなし。）

フラットファイルの表面と背表紙には、社名を記入すること。

フラットファイルは、1社につき1つ。（業種別にフラットファイルを2つ提出しないこと。）

- (3) 文字は楷書で明瞭に記載のこと。ゴム印を使用できる箇所は、ゴム印可。
- (4) 各証明書は、提出時において、発行後3ヶ月以内のもの。
- (5) 提出書類中、該当のない書類は斜線を引いて一緒に綴じること。

7. 入札参加資格の有効期間

令和元年10月1日～令和2年9月30日（1年間）

8. 変更事項の届出

申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

変更届は、直方市指定様式又はこれに準じたものを使用し、変更事項を確認できる書類を添付のこと。

9. 登録業者情報の公開

登録業者情報の「会社名」「所在地」「電話番号」「市の登録業種」に関しては、令和元年10月以降、直方市のホームページ上にて公開します。

10. お問い合わせ先

直方市 総合政策部 財政課 契約係 TEL 0949-25-2233（直通）

指名希望業種分類表

直方市では建設工事、測量・建設コンサルタント等の中から、1社につき2業種まで登録が可能です。下記の41分類から希望する業種を選択し、競争入札参加資格申請書の「希望業種 1」・「希望業種 2」欄に記入してください。

No.	建設工事	No.	測量・コンサルタント等
01	土木一式	30	測量
02	建築一式	31	建築設計
03	大工	32	土木設計
04	左官	33	地質調査
05	とび・土工・コンクリート	34	補償
06	石	35	不動産鑑定
07	屋根	36	設備設計
08	電気	37	土地家屋調査
09	管	38	漏水調査（工事を伴うもの。）
10	タイル・れんが・ブロック	39	計量証明
11	鋼構造物	40	白蟻防除
12	鉄筋	41	その他（上記以外のもの。）
13	ほ装	<p>* 41「その他」を選択した場合は、下記のように記入してください。</p> <p style="text-align: center;">例：その他（電波障害調査）</p>	
14	しゅんせつ		
15	板金		
16	ガラス		
17	塗装		
18	防水		
19	内装仕上		
20	機械器具設置		
21	熱絶縁		
22	電気通信		
23	造園		
24	さく井		
25	建具		
26	水道施設		
27	消防施設		
28	清掃施設		
29	解体		

社会保険等確認資料

1. 業者登録受付時に提出する書類の「経営規模等評価結果通知書」での確認
(最新の「経営規模等評価結果通知書」でも可)

経営規模等評価結果通知書において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄のすべての欄が「有」又は「除外」であること。この場合、下記の2に記載する提出書類は必要ありません。

経営規模等評価結果通知書 記載例

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	除外	0
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
建設業退職金共済制度加入の有無	無	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	無	
法定外労働災害補償制度加入の有無	無	
労働福祉の状況		

2. 上記の3項目の欄で、一つでも「無」となっている場合

現在、加入済であることを証明する以下の提出書類が必要になります。

保険種類	提出書類
雇用保険	【①自社で申告納付している場合】 ●労働局発行の労働(雇用)保険料の領収書(写)、又は納入証明書
	【②労働保険事務組合に委託している場合】 ●労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書(写)、又は納入証明書
健康保険及び 厚生年金保険	【①全国健康保険協会に加入している場合】 ●年金事務所発行の保険料の領収書(写)又は納入証明書
	【②健康保険組合に加入している場合】 ●健康保険組合発行の保険料の領収書(写)又は納入証明書 ●年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書(写)又は納入証明書
	【③年金事務所に適用除外承認を受けた建設国保等に加入している場合】 ●年金事務所発行の厚生年金保険料の領収書(写)又は納入証明書 ※領収書の健康保険料が0円であることを確認します